

江府町条例第13号

江府町地下水採取に関する条例の一部改正をここに公布する。

令和8月6月15日

江府町長 白石祐治

江府町地下水採取に関する条例の一部を改正する条例

江府町地下水採取に関する条例（平成24年江府町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(規制地域での地下水採取の制限)</p> <p>第4条 規制地域内において井戸を設置又は変更してはならない。ただし、町長が公共の用に供するため、若しくは、町の活性化のため町と協議の上行うもの、又は、やむを得ず個人及び法人(自然人以外で、法律上の権利義務の主体となることができるもの。)が生活用水に供するため、特に必要があると認めたものについては、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の規定により井戸を設置し、又は変更しようとする者は、町長の許可を<u>審議会</u>を経て受けなければならない。</p> <p>第5条～第6条 略</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第7条 規制地域以外の地下水採取に係る許可基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 隣接する既設井戸に支障を及ぼさない程度の採取量であること。</p> <p>(2) 町内で地下水を採取するため(揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が<u>6平方センチメートル以上</u>のものに限る)に掘削するもの。</p> <p>(3) 他の水をもって替えることが困難なこと。</p> <p>(4) 地下水を申請の用途に供することが、必要かつ適当と認められること。</p> <p>(5) 排水施設が十分講じられていること。</p> <p>(6) 量水器が設置されていること。</p> <p>(7) 自噴井については、制水設備の設置等により</p>	<p>(規制地域での地下水採取の制限)</p> <p>第4条 規制地域内において井戸を設置又は変更してはならない。ただし、町長が公共の用に供するため、若しくは、町の活性化のため町と協議の上行うもの、又は、やむを得ず個人及び法人(自然人以外で、法律上の権利義務の主体となることができるもの。)が生活用水に供するため、特に必要があると認めたものについては、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の規定により井戸を設置し、又は変更しようとする者は、町長の許可を<u>内部審査会</u>を経て受けなければならない。</p> <p>第5条～第6条 略</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第7条 規制地域以外の地下水採取に係る許可基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 隣接する既設井戸に支障を及ぼさない程度の採取量であること。</p> <p>(2) 町内で地下水を採取するため(揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が<u>8平方センチメートル以下</u>のものに限る)に掘削するもの。</p> <p>(3) 他の水をもって替えることが困難なこと。</p> <p>(4) 地下水を申請の用途に供することが、必要かつ適当と認められること。</p> <p>(5) 排水施設が十分講じられていること。</p> <p>(6) 量水器が設置されていること。</p> <p>(7) 自噴井については、制水設備の設置等により</p>

不使用時の流出防止対策が講じられていること。

(8) その他町長が必要と認める事項

(工事の完了検査)

第8条 許可を受けて井戸を設置し、又は変更した者は、当該工事が完了したときには、完了の日から14日以内に規則で定めるところにより、町長にその旨を届出し、掘削深度その他必要な事項について町長の確認を受けなければならない。

2 町内で地下水を採取するため井戸（揚水機の吐出口の断面積6平方センチメートル未満のものに限る。）を掘削しようとする者は、あらかじめ第6条に規定する事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

(審議会への諮問)

第9条 町長は、必要に応じ、地下水の採取等に関する事項を調査審議するため、江府町地下水保全審議会に諮問し、意見を聴くものとする。

2 審議会は、この条例に規定されているもののほか、地下水の保全について、町長の諮問に応じて調査審議するものとする。

3 審議会は委員7人以内を持って組織する。

4 審議会の委員は、学識経験を有する者及び各水道事業区域の代表者を町長が委嘱し又は任命する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審議会に会長副会長を置き、委員が互選する。

8 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

9 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

不使用時の流出防止対策が講じられていること。

(8) その他町長が必要と認める事項

(工事の完了検査)

第8条 許可を受けて井戸を設置し、又は変更した者は、当該工事が完了したときには、完了の日から14日以内に規則で定めるところにより、町長にその旨を届出し、掘削深度その他必要な事項について町長の確認を受けなければならない。

2 新設

(総合計画審議会への諮問)

第9条 町長は、必要に応じ、地下水の採取等に関する事項を調査審議するため、江府町総合計画審議会（江府町総合計画審議会設置条例（昭和60年江府町条例第14号））に諮問し、意見を聴くものとする。

2 新設

3 新設

4 新設

5 新設

6 新設

7 新設

8 新設

9 新設

10 <u>審議会は、必要に応じ町長が招集する。ただし、定数の半数以上の委員から審議会招集の請求があったときは、町長はこれを招集しなければならない。</u>	10 新設
11 <u>審議会の会議は、会長が議長となる。</u>	11 新設
12 <u>審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</u>	12 新設
13 <u>審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u>	13 新設

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和56年3月20日条例第2号)の一部を次のように改正する。
別表福祉事務所嘱託精神科医の項の次に次のように加える。

江府町地下水保全審議会委員(大学教授等)	// 9,000円
同委員(大学教授等である委員を除く。)	// 3,500円